

千曲市教育委員会訓令第1号

本 庁
出先機関

教育行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

千曲市教育委員会
教育長 小 松 信 美

教育行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令

(千曲市教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正)

第1条 千曲市教育長の権限に属する事務処理規程（平成15年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

第3条中「第26条第4項」を「第25条第4項」に改める。

第4条第1項中「教育部長」を「こども・教育部長」に改め、同条第2項中「次に掲げる事項」を「当該の課及び教育機関の所掌に係る使用料、手数料その他市の収入の徴収及び減免に関すること」に改め、同項各号を削る。

(千曲市教育委員会公印規程の一部改正)

第2条 千曲市教育委員会公印規程（平成15年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育機関」を「教育機関等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

公印	保管者	寸法・字体	ひな形
教育委員会印	教育総務課長	方24mm 古印体	長野県千曲市教育委員会印
教育委員会印（入学 校指定専用）	〃	方21mm 古印体	千曲市教育委員会印 _____ 入学校指定専用
教育長印	〃	〃	千曲市教育委員会教育長之印
教育長 職務代理者印	〃	〃	千曲市教育委員会教育長職務代理者之印
学校印	学校長	〃	千曲市立〇〇学校印
学校長印	〃	〃	千曲市立〇〇学校長之印
総合教育センター 印	総合教育セン ター所長	〃	千曲市総合教育センター印
総合教育センター 所長印	〃	〃	千曲市総合教育センター所長之印
少年育成センター 所長印	生涯学習課	方21mm 楷書体	千曲市少年育成センター 所長之印
公民館印	公民館長	方21mm 古印体	千曲市〇〇公民館印

公民館長印	〃	〃	千曲市〇〇公民館長之印
図書館印	図書館長	〃	千曲市立〇〇図書館印
図書館長印	〃	〃	千曲市立〇〇図書館長之印
教育委員会印（戸倉創造館専用）	創造館長	〃	千曲市教育委員会印 戸倉創造館専用
創造館印	創造館長	〃	千曲市戸倉創造館印
創造館長印	〃	〃	千曲市戸倉創造館長之印
給食センター所長印	給食センター所長	〃	千曲市〇〇学校給食センター所長之印
保育園長印	保育園長	方24mm 楷書体	千曲市立〇〇保育園長之印

（千曲市青少年問題等庁内連絡会議規程の一部改正）

第3条 千曲市青少年問題等庁内連絡会議規程（平成18年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

別表中「教育部長」を「こども・教育部長」に、「スポーツ振興課長」を「スポーツ課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。